令和7·8年度採用

中央区課税課会計年度任用職員(短期一般事務補助)募集案内

1 応募受付期間

令和7年10月20日(月)~令和7年11月7日(金)【必着】

2 募集内容

職名	会計年度任用職員(短期一般事務補助)		
採用予定人数	8人 ※任用期間については下記参照		
職務の概要	個人市県民税にかかる書類受付・分類・ファイリング・調査補助・PC操作など		
叫成小刀▽ノ小ル安	の業務に従事		
】 】勤務地	福岡市中央区市民部課税課		
至71万26	(福岡市中央区大名2丁目5番31号 中央区役所2階)		
	① 令和8年2月1日から令和8年3月31日まで(2人)		
	② 令和8年3月1日から令和8年3月31日まで(2人)		
任用期間	③ 令和8年4月1日から令和8年5月31日まで(2人)		
	④ 令和8年4月1日から令和8年4月30日まで(2人)		
	※組織体制の変更があった場合、任用期間等が変更になることがあります。		
	1 任用期間を通して職務に従事できる人		
	2 地方公務員法第16条の各号のいずれにも該当しない人		
	【地方公務員法第16条(抄)】		
	(1)拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受ける		
	ことがなくなるまでの人		
	(2)福岡市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過し		
受験資格	ない人		
	(3)日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府		
	を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに		
	加入した人		
	※ 地方公務員法の改正が行われた場合は、その定めるところによります。		
	3 日本国籍を有しない人は、任用開始時に就労可能な在留資格を有する(見込		
	みがある)人		

3 選考試験の日時・会場・試験内容・合格発表

	日時・会場	内容	結果通知·合格発表日
	令和7年12月3日	筆記試験	令和7年12月17日
選考試験	(水曜日)	及び	(水曜日)
	中央区役所3階中会議室	面接試験	
	(詳細は後日案内にて連絡)		

[・]応募者多数の場合は「募集申込書」による書類審査により選考試験の人数を制限させていた だく場合があります。

- ・応募者全員に令和7年11月19日(水曜日)に選考試験に関するご案内を発送しますので、 選考試験受験の可否、受験番号、日時場所についてご確認をお願いします。選考試験に関す るご案内が届かない場合は、中央区市民部課税課までご連絡ください。
- ・筆記試験、面接試験により事務処理能力、職務適性、コミュニケーション能力等の評価を行います。筆記試験後に個別の面接を行います。面接の順番は申し込み受付順とさせていただきます。
- ・選考試験の結果については、令和7年12月17日(水曜日)午前10時に福岡市のホームページに合格者の受験番号を掲載します。また、選考試験受験者全員に結果を文書で通知します。
- ・合否結果について、電話によるお問い合わせにはお答えできません。

4 合格から採用まで

- ・選考試験の結果、合格者は、中央区課税課会計年度任用職員(短期一般事務補助)採用候補 者名簿(以下、「候補者名簿」という。)に登載されます。
- ・候補者名簿に登載された人のうち、成績上位の人から順に採用を行います。なお、任用期間 の区分については、募集申込書に記載された任用期間の希望を考慮しますが、同一の任用期 間に複数人の希望があった場合には成績上位者の希望を優先して決定します。そのため、 勤務できない任用期間がある場合には、成績上位であっても採用に至らない場合があります。

5 勤務条件等

勤務日	田 週5日勤務(月曜日から金曜日)	
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日	
勤務時間・休憩	週の勤務時間:38 時間 45 分	
時間	原則、8 時 45 分から 17 時 30 分まで(休憩時間:60 分)	
	日額 9, 207 円から 9, 548 円(地域手当相当報酬を含む。)	
 給与	※採用日前 10 年間について、本市職員(会計年度任用職員や臨時的任用職	
To ' 	員、嘱託員を含む)として在職期間がある場合、その職歴に応じて給与日額	
	を決定します。	
諸手当	給与関係の条例、規則等の定めるところにより、地域手当、通勤手当等が支	
· 相十 =	給されます。	
休暇等 任用期間に応じて年次有給休暇が付与されます。		
44 A /D (A)	雇用保険の適用があります。また、任用期間等に応じて健康保険、厚生年金	
社会保険	保険の適用があります。	
Λ 3⁄2 W =	労働者災害補償保険制度または福岡市議会の議員その他非常勤職員の公務	
公務災害	災害補償等に関する条例に基づき補償されます。	
	地方公務員法及び地方税法に規定する服務の各規定が適用されます。(服務	
服務	の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守	
加风作为	秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等	
	への従事等の制限)	
その他	・給与等支給日:翌月 20 日	
TO VIE	(時間外勤務手当などの実績に応じて支給する手当についても翌月 20 日)	

6 応募方法等

相山事杯	中央区課税課会計年度任用職員(短期一般事務補助)募集申込書	
	・申込書は、中央区役所1階情報コーナー及び中央区役所2階5番課税課窓	
	口で配布します。	
│提出書類 │	・下記の福岡市ホームページからダウンロードもできます。	
	https://www.city.fukuoka.lg.jp/shisei/syokuin/kkndsyokuin.html	
	・記入にあたっては、「申込書記入上の留意点」をよく読んでください。	
受付期間	受付期間 令和7年10月20日(月曜日)から令和7年11月7日(金曜日)【必着	
	・郵送又は持参	
	・提出書類を入れた封筒の表に「中央区課税課会計年度任用職員受験申込」	
+ □ + :+	と朱書きし、封筒の裏に差出人の住所・氏名を明記の上、特定記録又は簡	
提出方法 	易書留で郵送してください。特定記録又は簡易書留によらない場合の事故	
	等については、責任を負いません。	
	・持参の場合は平日 9 時から 17 時までです。(土・日・祝日は受付不可)	
	〒810-8622	
提出先	福岡市中央区大名2丁目5番31号	
	福岡市中央区市民部課税課市民税係(中央区役所2階5番窓口)	

7 その他

- ・提出された書類は返却いたしません。
- ・申込書に記載された個人情報については適切に管理し、当採用事務以外で使用いたしません。
- ・地方公務員法の規定に基づき、任用開始から1か月間は条件付採用期間となります。
- ・試験成績については、本人に限り、合格発表後1か月間(郵送による請求の場合は消印有効)、 開示の請求を行うことができます。
- ・施設の敷地内又は屋内は全面禁煙です。また、勤務時間中の喫煙は禁止です。

8 問い合わせ先

〒810-8622

福岡市中央区大名2丁目5番31号

福岡市中央区市民部課税課市民税係

TEL: 092-718-1038 FAX: 092-714-4231

申込書記入上の留意点

- ※ 募集申込書は、必ずボールペンで記入してください(鉛筆、マジック、消えるペン不可)。
- 過去に福岡市において旧姓で働いたことがある(常勤職員、嘱託員、臨時的任用職員、会計年度任用職員)場合は、旧姓についても氏名欄に記入してください。(初任給決定における職歴確認のために必要となります。)
- 写真は、<u>申込前 6 か月以内</u>に撮影した上半身、正面脱帽のものを貼付してください。貼付の際は、<u>写真の裏面</u> **に氏名**を記載してください。
- 最終学歴について記入してください。

<記入例>

卒業(中退)年月		最終学歴		
S62年3月	○○高等学校○○科		(卒業)	中退・在学中)

○ 福岡市役所での任用履歴について、「有り」または「無し」を選択し、■で塗りつぶしてください。

「有り」を選択した場合は、直近のものを上から順に在職期間や任用所属などの詳細を記入してください。

<記入例>

職員区分	在職期間	任用所属(職名)
臨時職員	H3年4月 ~ R6年3月	○○局○○課
嘱託員	R 2 年 4 月 ~ R 3 年 3 月	○○局○○課(○○嘱託員)
正規職員	H5年4月 ~ H30年9月	○○局○○課

○ 福岡市役所以外の職歴について、「有り」または「無し」を選択し、■で塗りつぶしてください。

「有り」を選択した場合は、直近のものを上から順に在職期間や勤務先などの詳細を記入してください。

<記入例>

在職期間	勤務先	仕事内容	正規・臨時の種別
H26年4月 ~ R6年3月	(株) ○○会社	営業	正社員
H23年8月 ~ H25年3月	○○法人 ○○	接客	アルバイト

○ 資格・免許は保有しているものについて全て記入してください。

<記入例>

取得年月日	資格・免許
H10年12月	普通自動車運転免許
H12年3月	○○資格

○ 任用期間の希望については、それぞれ希望区分のいずれかを選択し、○で囲んでください。

<記入例>

1	2月1日~3月31日	勤務可能 ・ 勤務不可能
2	3月1日~3月31日	勤務可能・ 勤務不可能

- 志望動機、活かしてほしい能力、自己PRについて、自由に記入してください。
- 応募者多数の場合は「募集申込書」による書類審査により選考試験の人数を制限させていただく場合があります ので記入誤り、もれがないようご注意ください。
- 記載内容に虚偽がある場合には任用が取り消しになる場合があります。